

文高行第110号
昭和62年3月16日

文部大臣所轄学校法人理事長 殿

文部省高等教育局私学部長
坂元弘直

学校、学部等の新設のための寄付金に関する所得税法及び法人税法上の
取扱いについて（通知）

このたび、昭和62年度税制改正により、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（昭和40年4月大蔵省告示第154号）第2号の2の取り扱いが改められ、既存の学校法人が学校等その設置に所轄庁の認可を要するものを新たに設置する場合における当該設置のための寄付金についても、同号の寄付金に含まれることになりました。

これにより、今後、これらの寄付金については、日本私学振興財団^(*注1)を通じて募集することができます。その要件、手続き等について大蔵省との協議の結果、下記のとおりとすることになりましたのでお知らせします。

なお、以上の改正に伴い、「学校法人設立等のための寄付金に関する法人税法および所得税法上の取扱いについて」（昭和39年11月18日文管振第189号）のうち記の2については削除します。

記

1 指定の対象となる寄付金

新たに指定の対象となる寄付金は、次の要件を充たしたものでなければならない。

- (1) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（同法第64条第4項の規定により設立された法人を含む。以下同じ。）が、新たに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の設置（高等学校の学科、全日制の課程（学校教育法第4条に規定する全日制の課程をいう。）、定時制の課程（同法同条に規定する定時制の課程をいう。）、及び通信制の課程（同法同条に規定する通信制の課程をいう。）、大学の学部、学部の学科、大学院及び大学院の研究科、短期大学の学科、高等専門学校の学科並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置並びに同法第54条の2^(*注2)（同法第76条^(*注3)において準用する場合を含む。）の規定による通信教育の開設を含む。）を行う場合及び同法第82条の2^(*注4)に規定する専修学校（その修業期間（普通科、専攻科その他これらに準ずる区別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間）を通ずる授業時間数が2,000時間以上の高等課程又は1,700時間以上の専門課程に限る。）の設置を行うために要する資金に充てるための寄付金であること。
- (2) 当該寄付金を募集する学校法人が、次に定めるところにより寄附行為変更の認可を受けたものであり、かつ、当該寄付金の募集及び管理が、当該学校法人の変更後の寄附行為に定めると

ころにより行われるものであること。

- ① 当該寄附行為の変更が、学校等の設置のための寄付金募集活動を当該学校法人の事業とすることを目的として行われるものであること。
- ② 変更後の寄附行為に次に掲げる事項が規定されていること。
 - ア 募集する寄付金は、設置しようとする学校等の校地、校舎その他附属設備を取得するために必要な資金に使用されるものであること。
 - イ 受納した寄付金は、アに記載の目的のために使用する資金として、他の財産と区別して信託銀行に信託する等確実な方法により管理されること。
 - ウ 寄附行為変更の認可後3年以内に、学校等の設置等が認可されない場合は、所轄庁の承認を経て、受納した寄付金を当該学校法人の既設の学校又は専修学校の校地、校舎その他附属設備に充てるか、又は、類似の目的のため、国、地方公共団体若しくは他の学校法人に寄付すること。

2 寄附行為変更申請等の手続

寄附行為変更の申請の手続については、通常の手続のほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 学校法人は、次の書類を寄附行為変更認可申請書に添えて提出すること。

ア 設置しようとする学校等に関する次の事項を記載した書類

- (ア) 種類、名称、位置及び開設時期
- (イ) 収容定員（昼夜別、課程別等）
- (ウ) 授業料、入学料その他生徒等から徴収する費用
- (エ) 校地、校舎その他附属設備の取得等に関する計画

イ 寄付金の募集に関する次の事項を記載した書類

- (ア) 寄付金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域
- (イ) 寄付金の募集期間
- (ウ) 受納した寄付金の管理の方法
- (エ) 寄付金の募集に要する経費
- (オ) 寄付金の用途の具体的な内容

- (2) 文部大臣の所轄に属する学校法人が、都道府県知事の所轄に属する学校等の設置等の準備のための寄附行為変更をしようとする場合は、当該都道府県知事を経由して文部大臣に申請すること。

※ 同趣旨の通知は、都道府県知事宛（昭和62年3月16日文高行第110号）にも行っていない。

（*注1）現・日本私立学校振興・共済事業団

（*注2）現・第84条

（*注3）現・第82条

（*注4）現・第124条